

労働者等の労働条件に関する事項の報告書

(工事又は製造の請負契約)

府中市長 宛て
府中市公契約条例第 8 条別表 5 の項に基づき、本報告書を提出します。
履行開始以降、府中市公契約条例及び関係法令を遵守し、下記項目について事実と相違がないことを報告します。

年 月 日

■ 提出者（受注者） ※下請事業者は自社の情報を記載する。

契約件名			
所在地			
名称			
代表者の職・氏名		契約番号	
連絡先電話番号		担当者	

■ 労働条件に関する事項

項目	No.	確認事項	根拠法令	回答
労働者等に係る雇用契約の締結の状況	1	就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 ※ 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要（10人未満の場合は、対象外に○）	労働基準法第89条	
	2	労働者に対して、就業規則等を周知している。 （作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等）	労働基準法第106条、労働基準法施行規則第52条の2	
	3	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している（就業規則の提示、労働条件通知書の交付等）。	労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条	
労働者等に対する労働報酬の支払の状況	4	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	労働基準法第24条、第37条、第108条、労働基準法施行規則第54条	
	5	賃金について、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第24条	
労働者等の労働時間の管理の状況	6	労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働、年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	労働基準法第32条、第34条～第36条、第39条	
	7	法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備し、適正な期間保存している。	労働基準法第107条～第109条	
特定公契約において約定した事項の遵守の状況	8	本件の業務に従事する労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬を支払っている。	府中市公契約条例第6条	
	9	条例別表「労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について、掲示又は書面の交付を行っている。	府中市公契約条例第8条、府中市公契約条例施行規則第6条	
	10	下請事業者の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬が支払われるよう、当該事業者に要請等を行っている。 （下請事業者がない場合は、対象外に○）	府中市公契約条例第8条	
	11	当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示し、市にも提出している。 （下請事業者がない場合は、対象外に○）	建設業法第24条の8	
その他	12	安全管理体制は、適正に整備・運用している。	労働安全衛生法第3条、第10条～第19条、第20条～第25条	
	13	毎年定期的に健康診断を実施している。	労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条・第44条	
	14	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	雇用保険法第7条、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条	

項目	No.	確認事項	根拠法令	回答
法令に基づく事項のみ	±5	建設業退職金共済に加入し、共済証紙の交付又は電子申請方式による掛金の充当を適切に行っている。		

■ 特記事項（回答が「いいえ」の場合）

確認事項の番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

労働報酬確認表

・職種別の賃金等の支給状況を記載してください。

No.	区分	業者名	職種	見習い・手元等	労働報酬下限額（円/時間）	左記の労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

※ 1行につき1職種を記載してください。